国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程

平成１６年４月１日制定
平成１６年規程第９０号

（目的）
第１条　この規程は，国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）において，研究活動に従事する外国人の研究者（法人と契約を締結した者を除く。以下「外国人客員研究員」という。）の受入れに関し必要な事項を定め，法人における学術研究の国際交流を推進することを目的とする。

（定義）
第２条　この規程において「部局」とは，国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成１６年規程第１４号）第２条第２項第１号に規定する部局のうち，事務局を除く部局をいう。
２　この規程において「部局長」とは，前項に規定する部局を掌理する者をいう。

（受入資格）
第３条　外国人客員研究員として受け入れることができる者は，次の各号に掲げる者で法人の教授，准教授，講師，助教若しくは助手に相当する資格を有するもの又はこれに相当する研究業績を有するものとする。
（１）　政府間協定の交流事業に基づく外国人研究者
（２）　独立行政法人日本学術振興会，独立行政法人国際交流基金，独立行政法人日本学生支援機構その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
（３）　外国の大学，研究所その他の研究機関と法人との交流協定等に基づく外国人研究者
（４）　前三号に掲げる者のほか，法人における学術研究を推進する上で適当な外国人研究者

（受入申請）
第４条　外国人客員研究員を受け入れようとする教員は，部局長に申請する。
２　部局長は，教授会，研究科委員会，グローカル感染症研究センター運営委員会，教育マネジメント機構運営会議，研究マネジメント機構運営会議，地域経済社会教育開発センター運営委員会，学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会の議を経て学長に申請する。
３　前項の申請は，受入開始希望日の１月前までに行わなければならない。ただし、学長が認める場合はこの限りでない。
４　第１項及び第２項の申請は，別に定める外国人客員研究員受入申請書により行う。

（受入承認）
第５条　学長は，法人の教育及び研究に支障がないと認める場合，受入れを承認する。
２　学長は，外国人客員研究員の受入れを承認したときは，別に定める外国人客員研究員受入承認通知書により部局長に通知する。
３　外国人客員研究員として受け入れた者には，別に定める国立大学法人大分大学外国人客員研究員証を交付する。

（受入期間）
第６条　外国人客員研究員の受入期間は，協定等で別に定めているもののほか，１月以上１年以内とする。ただし，学長が認める場合は受入期間を延長することができる。

（受入期間の延長申請）
第７条　前条ただし書による受入期間の延長は，部局長が教授会等の議を経て，学長に申請する。
２　前項の申請は，受入期間満了日の１月前までに行うものとする。ただし，学長が認める場合はこの限りでない

３　第１項の申請は，別に定める外国人客員研究員受入期間延長申請書により行う。

（受入期間の延長承認）
第８条　学長は，法人の教育又は研究に支障がない場合，受入期間の延長を承認する。
２　学長は，受入期間の延長を承認したときは，別に定める外国人客員研究員受入期間延長承認通知書により部局長に通知する。
３　受入期間を延長した者には，別に定める国立大学法人大分大学外国人客員研究員証を交付する。

（施設等の使用）
第９条　外国人客員研究員には，研究活動に必要な法人の施設，設備等（以下「施設等」という。）を法人の教育・研究に支障のない範囲で使用させることができる。
２　外国人客員研究員は，故意又は過失により，施設等を滅失し，又は損傷したときは，その損害を賠償しなければならない。

（経費の負担）
第１０条　外国人客員研究員の受入れ及び研究等に必要な経費は，受け入れる部局の負担とする。

（終了証明書の交付）
第１１条　外国人客員研究員の受入期間が満了した場合において，当該研究員から請求があったときは，学長は，当該研究の終了を証明する。
２　前項の請求は，部局長を通じ，別に定める外国人客員研究員研究終了証明書交付請求書により行う。
３　学長は，前項の請求に基づき，別に定める外国人客員研究員研究終了証明書により研究の終了を証明する。

（待遇）
第１２条　法人は，外国人客員研究員に，給与，渡航費及び滞在費を支給しない。ただし，渡航費及び滞在費について，寄附金をもって渡航費及び滞在費の全部又は一部を支出できる場合は，この限りでない。

（事故による傷病等の治療）
第１３条　外国人客員研究員が研究従事中に発生した事故により傷病等の治療を要する場合は，法人に重大な過失，施設等に瑕疵がある場合を除き，その費用は外国人客員研究員が負担するものとする。

（内部規則の遵守）
第１４条　外国人客員研究員は，法人の内部規則を遵守しなければならない。

（事務）
第１５条　外国人客員研究員の受入れに関する事務は，研究推進部研究推進課において処理する。

（雑則）
第１６条　この規程に定めるもののほか，外国人客員研究員の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年規程第１２１号）
この規程は，平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年規程第１８号）
この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年規程第４９号）
この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年規程第５８号）
この規程は，平成２５年８月２３日から施行する。

附　則（平成２８年規程第９５号）
この規程は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年規程第１５号）
この規程は，令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第４号）
この規程は，令和３年３月１日から施行する。

附　則（令和３年規程第２８号）
この規程は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和７年規程第２号）
この規程は，令和７年２月１日から施行する。

附　則（令和７年規程第３５号）
この規程は，令和７年４月１日から施行する。